

## 理事会規則(EC) No 2252/2004

### [参考訳]

2017年7月14日  
明治大学法学部教授  
夏井 高人

\*\*\*

Council Regulation (EC) No 2252/2004 of 13 December 2004 on standards for security features and biometrics in passports and travel documents issued by Member States (OJ L 385, 29.12.2004, p.1-6) のテキスト（英語版）に基づいて和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004R2252&from=EN>

[2017年7月6日確認]

理事会規則(EC) No 2252/2004 は、規則(EC) No 444/2009 (OJ L 142, 6.6.2009, p.1-4) によってほぼ全面的に改正されている。

理事会規則(EC) No 2252/2004 は、前文、条文及び別紙 (Annex) の3つの部分で構成されている。この参考訳では、規則(EC) No 444/2009 による改正前の理事会規則(EC) No 2252/2004 の前文、条文及び別紙の全文を訳した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

この参考訳は、あくまでも、理事会規則(EC) No 2252/2004 の私訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳の翻訳文中には、訳注はない。翻訳文中にある注記（脚注）は、全て原注である。

（この参考訳を作成する際に考慮した事項等）

一般に、EUの法令の条項は、受身形で表現されることが多い。その理由については諸説ある。しかし、理事会規則(EC) No 2252/2004の別紙（Annex）に定める機械的な技術仕様を示す箇所においても受身形が用いられていることから、人間の人格の尊重等の理由とは全く無関係に、単なる丁寧な表現形式の一種として受身形が多用されていると理解するのが正しい。それゆえ、この参考訳では、原文では受身形になっている箇所であっても、日本語として、より正確に技術仕様を理解することができる直接形で訳した部分がある。

理事会規則(EC) No 2252/2004の原文中にあるICAOのDocument 9303（Machine Readable Travel Documents）は、インターネット上で公開されており、下記のICAOのWebサイトで入手することができる。

<https://www.icao.int/publications/pages/publication.aspx?docnum=9303>

[2017年7月7日確認]

理事会規則(EC) No 2252/2004の別紙（Annex）に定められている印刷技術（特に特殊インク）の中には、微量の放射性物質または有害な化学物質を含むことがある。そのような放射性物質または有害な化学物質を含むインクの身体に対する安全性や自然環境に与える影響が問題となり得るが、この規則では、そのような問題に対する対応については一切触れられていない。同様に、微細な繊維素材または金属素材等については、それが大量に飛散し、飛散した微粒子を人間が吸引した場合、アスベストによる健康被害と類似の深刻な呼吸器疾患の原因となるリスクはあり得ると考えられる。

このような問題は、個々のパスポート（旅券）の所持者のレベルではその影響が微々たるものに過ぎず、顕在化しないものかもしれない。しかし、そのような特殊インクや特殊繊維の製造工場、または、日常的に大量のパスポートを取り扱う入管当局等においては、一定の労働法上のリスクが存在し得ると考えられる。しかし、このようなリスクについての労働法学の分野における詳細な研究成果はない。

なお、このような問題は、超小型のICを組み込んだ（紙製または合成樹脂製の）各種カード類に一般的に共通するものである。

「material」は、物体としてのパスポート及び渡航文書の基本的な構成要素である素材のことを意味している。例えば、紙（または紙状の合成樹脂）のパスポートの場合には、複数の紙の頁を特殊な糸で綴り合せて冊子状のものとした物体がそれに該当し、プラスチックカードの場合には、ICチップが封入された合成樹脂製の板がそれに該当する。「material」は、一般用語としては「素材」と訳される。この参考訳では、「material」と「basic material」が同じ意味で用いられていると解した上で、いずれの場合においても「基材」と訳すことにした。

「integrate」は、「統合」と訳すことにした。その実質的な意味は、例えば、所持者の肖像写真をカードの中に直接に印刷してそのカードと一体化させることである。その肖像写真は、そのカードの要素となっており、カードそれ自体とは別の写真が貼付されているわけではない。このような技術は、例えば、日本国で現在用いられているカード型の自動車運転免許証でも導入されている。この技術は完全なものではなく、画像のすり替えが全く不可能ではないが、単純に元の写真をはがして別の写真とほりかえるような手口が通用しなくなったことは事実である。

また、このように写真が統合された結果、従来、その写真とその写真を貼付する紙のページとにまたがって立体的に刻印されていた証印は必要のないものとなった。

更に、ICAOの基準によれば、ICチップに記録される肖像データは、訂正不可能なものとされなければならないと定められている。それゆえ、平成18年に旅券法の一部改正が実施され、それ以前の旅券の訂正方法が廃止された。IC旅券の場合には、データの訂正の方法によるのではなく、新たなIC旅券が発給されることになる。

しかし、このことは、逆に、IC旅券を発給する当局に不正がある場合、とりわけ、当の発給国それ自体が実質的にみて犯罪集団的な国家であり、国際として偽造IC旅券を製造しているような場合には、全くお手上げになるという問題があることを示している。

かくして、現在の現実の世界情勢を前提とする限り、偽造や変造の防止のための技術開発は、それと同時に、結果的に、世界的な規模での緊張関係の悪化をもたらし得る要素をも常に含んでいるということに留意しなければならない。

「planchettes」は、定訳がない。ネイティブのフランス語発音では「プロンシェット」と聴き取ることができ、ネイティブの英語発音では「プランチェ」または「プランシェット」と聴き取ることができるので、この参考訳では、便宜、「プランチェ」とカタカナ表記することにした。

「planchettes」は、パスポートの内側の頁（表紙以外の頁）に漉きこまれる微細な薄膜である。通常は、円形または多角形または糸状の合成樹脂製であり、ホログラム様の金属光沢をもっていることが多い。「セキュリティペーパー」の素材として広く利用されている。

規則(EC) No 444/2009 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 7 号 118～129 頁にある。規則(EU) 2016/399（シェンゲンボーダーコード）の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 7 号 1～82 頁にある。規則(EU) 2016/1624 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 1～98 頁にある。規則(EU) 2017/458 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 7 号 83～96 頁にある。VIS 規則(EC) No 767/2008 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 1～59 頁にある。PNR 指令(EU)2016/681 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 119～155 頁にある。API 指令 2004/82/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 60～70 頁にある。決定 2008/615/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 155～181 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記の文献等を参考にした。

\*\*\*

## 構成国から発給されるパスポート及び渡航文書の安全性機能及び生体認証の標準に関する2004年12月13日の理事会規則(EC) No 2252/2004

欧州連合の理事会は、  
欧州共同体条約、及び、とりわけ、その第62条第2項(a)に鑑み、  
欧州委員会からの提案<sup>1</sup>に鑑み、  
欧州議会の意見書<sup>2</sup>に鑑み、  
以下のとおりであるので、この規則を採択する。

- (1) 2003年6月19日及び20日のテッサロニキにおける欧州理事会は、第三国の国民の文書、欧州連合の市民のパスポート及び情報システム（VIS及びSIS II）のための生体認証識別子または生体認証データに関し、欧州連合内において、一貫性のある取り組みが必要であることを確認した。
- (2) 2003年10月17日の理事会内の会合において、構成国政府代表の決議によって、パスポートのためのミニマムの安全性基準が導入された<sup>3</sup>。今日、パスポート及び渡航文書を偽造から防護するための拡大された一貫性のある安全性基準を達成するために、欧州共同体の措置によって、この決議を新たなものとするのが適切である。それと同時に、生体認証識別子は、正当な所持者と文書との間の信頼性のある関連性を確立するために、パスポートまたは渡航文書の中に統合されなければならない。
- (3) 安全性機能の整合性確保及び生体認証識別子の統合は、欧州レベルでの将来の発展という観点から、渡航文書をより安全なものとし、かつ、その不正な利用から防護されることを確保することに重要な貢献をするものとして、パスポート及び渡航文書とその所持者との間のより信頼性のある関連性を確立する新たな要素の利用に向けた重要な一歩である。国際民間航空機関（ICAO）の仕様、及び、とりわけ、その機械読取可能な渡航文書に関する文書9303に定める技術仕様が考慮に入れられなければならない。
- (4) この規則は、構成国のパスポート及び渡航文書のための生体認証識別子を含む安全性機能の整合性確保に限定される。文書の記録保存媒体の中に含まれるデータへのアクセスをもつことの承認を受ける機関及び組織の指定は、関連する欧州共

---

<sup>1</sup> OJ C 98, 23.4.2004, p.39.

<sup>2</sup> 2004年12月2日の意見書（官報未登載）

<sup>3</sup> OJ C 310, 28.10.2000, p.1.

同体の法律、欧州連合の法律または国際協定に従い、国内立法の権限事項である。

- (5) この規則は、そのような機密ではない仕様のみを定めるものとしなければならない。これらの仕様は、偽造及び変造のリスクを防止するため、機密の状態とされ得る仕様によって補完される必要がある。そのような付加的な技術上の仕様は、欧州委員会に与えられる実装権限の行使のための手続を定める 1999 年 6 月 28 日の理事会決定 1999/468/EC<sup>1</sup>に従って採択される。
- (6) 欧州委員会は、査証の統一書式を定める 1995 年 5 月 29 日の理事会規則(EC) No 1683/95<sup>2</sup>の第 6 条によって設置される委員会によって補佐されるべきである。
- (7) 参照される情報が必要性のない人々に対して利用可能なものとならないようにすることを確保するために、各構成国が、必要があれば、構成国がその組織を変更する余地を残しつつ、パスポート及び渡航文書を作成することに職責を負う 1 つの組織を指定しなければならないこととする 것도重要である。防護上の理由により、各構成国は、欧州委員会及び他の構成国に対し、その職務権限を有する組織の名称を通知しなければならない。
- (8) パスポート及び渡航文書の文脈において処理される個人データに関しては、個人データの処理と関連する個人の保護及びそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の 1995 年 10 月 24 日の指令 95/46/EC<sup>3</sup>が適用される。この規則、その別紙に定めがある場合を除き、または、関連する渡航文書の中で示される場合を除き、別の情報がパスポートの中に記録保存されることがないことが確保されなければならない。
- (9) 比例性の原則に従い、1985 年 6 月 14 日のシェンゲン協定を実装する条約<sup>4</sup>に有効性を与える全ての構成国のための規定を定めることは、共通の安全性基準及び相互運用性のある生体認証識別子の導入という基本的な目的の達成のために必要かつ適切である。この規則は、欧州共同体条約の第 5 条の第 3 項に従い、求める目的を達成するために必要なところを越えることがない。
- (10) 欧州連合条約及び欧州共同体条約に附属するデンマークの地位に関する議定書の第 1 条及び第 2 条に従い、デンマークは、この規則の採択に参加せず、この規則によって拘束されることがなく、または、この規則の適用に服さない。この規則

---

<sup>1</sup> OJ L 184, 17.7.1999, p.23.

<sup>2</sup> OJ L 164, 14.7.1995, p.1。2003 年加盟法による改正後の規則。

<sup>3</sup> OJ L 281, 23.11.1995, p.31。規則(EC) No 1882/2003 (OJ L 284, 31.10.2003, p.1)による改正後の指令。

<sup>4</sup> OJ L 239, 22.9.2000, p.19。規則(EC) No 871/2004 (OJ L 162, 30.4.2004, p.29)による改正後の条約。

が、欧州共同体条約の第4款第3部にに基づき、シェンゲン協定（Schengen acquis）の上に構築されることに鑑み、デンマークは、同議定書の第5条に従い、理事会がこの規則を採択した後6か月以内に、その国内法でこの規則を実装するか否かを決定する。

- (11) シェンゲン協定の条項中の幾つかに参加するためのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の要請に関する2000年5月29日の理事会決定2000/365/EC<sup>1</sup>に従い、この規則は、英国が参加しないシェンゲン協定の条項の発展を構成する。それゆえ、英国は、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (12) シェンゲン協定の条項中の幾つかに参加するためのアイルランドの要請に関する2002年2月28日の理事会決定2002/192/EC<sup>2</sup>に従い、この規則は、アイルランドが参加しないシェンゲン協定の条項の発展を構成する。それゆえ、アイルランドは、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (13) アイスランド及びノルウェーに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのアイスランド及びノルウェーの参加に関する欧州連合の理事会並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結された協定<sup>3</sup>の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、同協定の適用のための一定の覚書に関する1999年5月17日の理事会決定1999/437/EC<sup>4</sup>の第1条のBに示す領域の範囲内にある。
- (14) スイスに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展についてのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で署名された協定<sup>5</sup>の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成するものであり、それは、欧州連合の代わりに署名及び欧州共同体の代わりに署名並びに同協定の一定の条項の暫定的な適用に関する2004年10月25日の理事会決定2004/860/ECの第4条第1項を重疊的に適用して読み替えられる決定1999/437/ECの第1条のBに示す領域の範囲内にある<sup>6</sup>。

---

<sup>1</sup> OJ L 131, 1.6.2000, p.43.

<sup>2</sup> OJ L 64, 7.3.2002, p.20.

<sup>3</sup> OJ L 176, 10.7.1999, p.31.

<sup>4</sup> OJ L 176, 10.7.1999, p.36.

<sup>5</sup> <http://register.consilium.eu.int> でアクセス可能な理事会文書 13054/04

<sup>6</sup> <http://register.consilium.eu.int> でアクセス可能な理事会文書 13464/04 及び 13466/04

## 第1条

1. 構成国から発給されるパスポート及び渡航文書は、別紙に定めるミニマムの安全性基準を遵守する。
2. パスポート及び渡航文書は、顔画像を記録する記録保存媒体を内蔵するものとする。構成国は、相互運用可能な方式によって、指紋も記録する。データは、安全なものとなされ、かつ、その記録保存媒体は、データの完全性、真正性及び機密性を保障するための十分な能力と機能をもつものとする。
3. この規則は、構成国から発給されるパスポート及び渡航文書に適用される。この規則は、構成国の国民に対して構成国から発給される個人識別カード及び12か月以下の有効性をもつ一時的なパスポート及び渡航文書には適用されない。

## 第2条

以下に関するパスポート及び渡航文書のための付加的な技術上の仕様は、第5条第2項に示す手続に従って定められる：

- (a) 拡大された偽造防止策、偽造及び変造の基準を含め、付加的な安全性機能及び要求事項；
- (b) 無権限アクセスの防止を含め、生体認証機能の記録保存媒体のための技術上の仕様及びその安全性；
- (c) 顔画像及び指紋のための品質上の要求事項及び共通の基準。

## 第3条

1. 第5条第2項に示す手続に従い、第2条に示す仕様を機密のものとし、これを公表しないことを定めることができる。その場合、それらの仕様は、印刷について職責を負うものとして構成国から指定された組織及び構成国もしくは欧州委員会からしかるべく承認された者のみが利用可能なものとされる。
2. 各構成国は、パスポート及び渡航文書の印刷について職責を負う1つの組織を指定する。構成国は、欧州委員会及び他の構成国に対し、その組織の名称を通知する。同一の組織が複数の構成国から指定を受けることができる。各構成国は、その指定された組織を変更する権利をもつ。構成国は、欧州委員会及び他の構成国に対し、そのことをしかるべく連絡する。



## 第4条

1. データ保護の法令を妨げることなく、パスポートまたは渡航文書の発給を受ける者は、そのパスポートまたは渡航文書の中に記録されている個人データを確認する権利をもち、かつ、それが適切なときは、その訂正もしくは削除を求める権利をもつ。
2. この規則もしくはその別紙の中で定める場合を除き、または、構成国の国内法に従い、構成国から発給されるパスポートもしくは渡航文書の中で示される場合を除き、機械読取可能な方式によるいかなる情報もパスポートまたは渡航文書の中に記録されない。
3. この規則の目的のために、パスポート及び渡航文書の中にある生体認証機能は、以下の確認のためにのみ用いられる：
  - (a) その文書の真正性；
  - (b) パスポートまたはそれ以外の渡航文書を作成することが法律によって求められている場合、直接に利用可能な対照機能によって、その所持者の同一性。

## 第5条

1. 欧州委員会は、規則(EC) No 1683/95 の第6条第2項によって設置される委員会から補佐を受ける。
2. 本項に対する参照が行われるときは、決定 1999/468/EC の第5条及び第7条が適用される。

決定 1999/468/EC の第5条第6項に定める期間は、2か月とする。
3. 欧州委員会は、手続規則を採択する。

## 第6条

この規則は、EU 官報上で公示された日の後 20 日目の日に発効する。

構成国は、第2条に示す措置の採択の後、以下のとおり、この規則を適用する。ただし、既に発給されたパスポート及び渡航文書の有効性は、損なわれない：

- (a) 顔画像に関しては：遅くとも 18 か月
- (b) 指紋に関しては：遅くとも 36 か月

この規則は、欧州共同体条約に従い、その全体について拘束力があり、構成国に対して直接に適用される。

2004年12月13日にブリュッセルにおいて行われた。

理事会として  
議長 B.R. Bot

## 別紙

### 構成国から発給されるパスポート及び渡航文書のミニマムの安全性基準

#### イントロダクション

この別紙は、構成国のパスポート及び渡航文書が具備することを求められるミニマムなレベルの安全性を定める。この別紙中の条項は、基本的に、生体画像データのページに関するものである。一般的な安全性機能は、パスポート及び渡航文書の他の部分に対しても適用される。

生体画像データのページは、様々な基材によって構成され得る。この別紙は、用いられる特定の基材のためのミニマムなレベルの安全性を定める。

#### 1. 基 材

パスポートまたは渡航文書の中で個人の識別情報またはそれ以外のデータを与える箇所に用いられる紙は、以下のミニマムの要求事項に適合するものとする：

- － 光学的光沢剤の不使用、
- － 二色網版透かし、
- － 化学的な消去による改竄の試みから防御するための保護剤、
- － （部分的に可視的であり部分的に紫外線下で蛍光発色する、または、少なくとも2色下で不可視的で蛍光発色する）染色糸、
- － 紫外線蛍光発色するプランチェが推奨される（スティッカでは必須である）、
- － セキュリティスレッド。

生体画像データのページがスティッカの形態である場合、そのページのために用いられる紙の中の透かしは、省略することができる。パスポートまたは渡航文書の表紙の内側に用いられる紙についても、透かしを省略することができる。そこにデータが入力される場合においてのみ、表紙の内側上で保護剤が必要となる。

籾糸は、すり替えに対する耐性のあるものとしなければならない。

パスポートまたは渡航文書の中に個人データを入力するためのカードが全体として合成樹脂の基材で製造されるときは、パスポートまたは渡航文書の紙で普通に用いられている認証印と組み合わせることができない。スティッカ及びカードの場合、その基材の中に認証印が欠けていることは、保護印刷の措置、複製防止の仕組みの使用、

または、第3節、第4節及び第5節により用いられる技術に加え、以下のミニマムの基準によって埋め合わされる。

## 2. 生体画像データのページ

パスポートまたは渡航文書は、機械読取可能な生体画像データのページを含める。それは、ICAOの文書9303のパート1（機械読取可能なパスポート）を遵守し、かつ、それを発給する方法は、同文書に定める機械読取可能パスポートのための仕様を遵守するものとする。

所持者の肖像は、このページ上にも表示され、それは、貼付されず、第5節に示す発給技術によって生体画像のページの基材の中に統合される。

生体画像データは、パスポートまたは渡航文書の中の標題ページの次のページ上に入れられる。いかなる場合においても、表紙の内側のページは、生体画像データのために用いられてはならない。

生体画像データのページのレイアウトは、他のページとは異なるようなレイアウトのものとする。

## 3. 印刷技術

以下の印刷技術が用いられる：

### A. 背景印刷

- － 2色の組み紐飾りまたはそれと均等の構成物、
- － レインボーカラーリング、それが可能なときは蛍光発色、
- － 紫外線蛍光発色の上書き印刷、
- － （特に、生体画像データのページ上において）マイクロ印刷の光学的な利用による効果的な抗偽造モチーフ及び抗変造モチーフ、
- － 紙のパスポートまたは渡航文書のページ及びスティッカ上では、保護剤インクが用いられなければならない、
- － パスポートまたは渡航文書の紙が改竄の試みに対して十分な安全性のあるものであるときは、保護剤インクの使用は選択的である。

## B. 書式の印刷

（バックグラウンド印刷の中に既に含まれていない限り）統合されたマイクロ印刷を用いる。

## C. ナンバリング

パスポートまたは渡航文書の中の全てのページ上に、（それが可能なときは、特別の形状の数字またはタイプフェイスで、紫外線蛍光インクを用いて）ユニークな文書番号が印刷され、または、穿孔される。パスポートカードの場合、ユニークな文書番号は、生体画像データのために用いられるのと同じ技術を用いて統合されなければならない。パスポートカードにおいては、カードの両面上でユニークな文書番号が視認できることが推奨される。生体画像データのためにスティッカが用いられる場合、ユニークな文書番号は、蛍光インクを用いて印刷され、特別の形状の数字またはタイプフェイスの使用は、必須である。

スティッカまたはページの内側の被覆されていない紙が生体画像データのために用いられる場合、隠し絵の効果をもつ陰刻印刷、マイクロテキスト及び光学的に様々な性質をもつインク並びに DOVID（回折光学可変画像デバイス）も用いられる。少なくとも DOVID またはそれと均等な手段を介して、全体として合成樹脂の基材で製造されたパスポートカード上においても、付加的な光学可変防護デバイスが用いられる。

## 4. 複製に対する防護

光学的可変デバイス（OVD）またはそれと均等なデバイスは、査証の標準書式に現在用いられているものと同じレベルの識別性及び安全性を提供するものであり、それは、生体画像データのページに使用されるべきであり、かつ、（可能な限り薄い）耐熱被覆またはそれと均等な被覆の中に組み込まれた異なる角度から見ると変化する回折構造の形態をとるべきであり、または、スティッカ上もしくは被覆されていない紙の内側ページ上で、金属光沢化されもしくは部分的に非金属光沢化された OVD（及び陰刻印刷）またはそれと均等の仕組みのような、OVD 被覆として適用されるべきである。

OVD の仕組みは、偽装及び変造に対して効果的に防護する階層化された構造の1つの要素として、文書の中に統合されなければならない。紙で作成される文書においては、OVD の仕組みは、（可能な限り薄い）耐熱被覆またはこれと均等な被覆の1つの

要素として、可能な限り広い範囲の表面を覆って統合されなければならない。または、第5節に示すように、防護被覆として適用されなければならない。合成樹脂の基材で作成される文書においては、可能な限り広い範囲の表面を覆うカードの階層の中で統合されなければならない。

合成樹脂カードがレーザー彫刻によって個人識別可能化できる場合、及び、光学的可変レーザーで書かれた仕組みがその中に組み込まれている場合、回析 OVD は、複製に対する拡大された防護を達成するために、少なくとも、金属光沢化または透明化されて配置された DOVID の方式で、適用されなければならない。

生体画像データのページが紙の基部と共に合成樹脂の基材とで作成されている場合、回析 OVD は、複製に対する拡大された防護を達成するために、少なくとも、金属光沢化または透明化されて配置された DOVID の方式で、適用されなければならない。

## 5. 発給技術

パスポートまたは渡航文書のデータが偽造及び変造から適正に防護されることを確保するために、所持者の肖像を含む生体画像データ、所持者の署名及び主要な発給データは、その文書の基材の中に統合される。写真を貼付するという古典的な手法は、もはや用いられない。

以下の発給技術が用いられる：

- － レーザー印刷、
- － 熱転写、
- － インクジェット印刷、
- － 写真焼付け、
- － 防護上の性質をもつカードの階層への効果的な穿孔を行うレーザー彫刻。

生体画像データ及び発給データが改竄から十分に防護されることを確保するために、レーザー印刷、熱転写または写真焼付けが用いられる場合には、複製防止の仕組みのある（可能な限り薄い）対熱被覆またはこれと均等な被覆は、必須である。

渡航文書は、機械読取可能な形態で発給される。生体画像データのページのレイアウトは、ICAO の文書 9303 のパート 1 で与えられる仕様に従うものとし、また、その発給手続は、同文書において機械読取可能な文書を定める仕様に適合するものとする。